



平成22年5月21日

各位

会社名 日本ユニシス株式会社
代表者名 代表取締役社長 靱井 勝人
(コード番号 8056 東証第一部)
問合せ先 広報部長 大友 勝博
(TEL. 03-5546-4111)

会社名 株式会社ネットマークス
代表者名 代表取締役社長 佐藤 宏
(コード番号 3713 東証第二部)
問合せ先 マーケットコミュニケーション部長 神戸 滄人
(TEL. 03-5144-1100)

日本ユニシス株式会社による株式会社ネットマークスの 完全子会社化に関する株式交換契約締結について

日本ユニシス株式会社（本社：東京都江東区、代表取締役社長：靱井勝人、以下、「日本ユニシス」）と株式会社ネットマークス（本社：東京都江東区、代表取締役社長：佐藤宏、以下、「ネットマークス」）は、平成22年5月21日開催の各々の取締役会決議に基づき、日本ユニシスを完全親会社、ネットマークスを完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」）を実施することを決定し、株式交換契約（以下、「本株式交換契約」）を締結しましたので、お知らせします。

本株式交換は、日本ユニシスについては会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、その株主総会の承認を得ずに、ネットマークスについては平成22年6月25日開催予定の定時株主総会における承認を得た上で、平成22年8月1日を効力発生日として行われる予定です。また、本株式交換の効力発生日（平成22年8月1日予定）に先立ちネットマークスの普通株式は上場廃止（最終売買日は平成22年7月27日）となる予定です。

記

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

日本ユニシスは、平成19年6月1日付「株式会社ネットマークスに対する公開買付けの結果及び子会社の異動に関するお知らせ」にて公表したとおり、平成19年6月7日付でネットマークスの普通株式115,909株を取得し、同社を連結子会社化いたしました。その後、日本ユニシスは、平成19年6月13日付「日本ユニシスグループとネットマークス社の業務提携内容のお知らせ」、及び平成20年1月31日付「連結子会社の第三者割当増資引受けに関するお知らせ」にて公表したとおり、システムインテグレーション事業及びネットワークインテグレーション事業に関する業務提携や第三者割当増資の引受けを行うなどして、ネットマークスを日本ユニシスグループにおけるICT事業の中核企業の一つとして位置付け、同社の強固な体制構築、事業拡大を図ってまいりました。

一方、ネットマークスは、日本ユニシスグループの一員となることにより、営業活動面・技術サポート面のみならず、管理基盤の共有等によるコスト削減等、多方面にわたり、そのシナジー効果

を生み出してきました。

しかしながら、平成 20 年後半の米国サブプライムローン問題に端を発した世界同時不況は、平成 21 年に入り当初の想定を大きく超える規模で深刻化し、国内企業の IT 投資意欲の減退など日本ユニシスグループに対しても大きな影響を与えてきました。このような厳しい経営環境下において、日本ユニシスグループの業績の早期回復を図るため、今後さらに市場の大きな成長が見込める ICT 事業分野において、両社がより密接な連携を行うことにより、顧客視点に立ったソリューションサービスの拡充と環境変化に即応した事業運営を行い、競争力強化を図っていきたいと考えております。日本ユニシス及びネットマークス両社が選択し得る最善の手段について、ネットマークスの少数株主の皆様への影響も最大限考慮の上、両社にて慎重に協議を重ねた結果、ネットマークスを日本ユニシスの完全子会社とし、両社一体となって経営判断のスピードアップを図ることが両社の既存株主、顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーの皆様への利益に資するものと判断しました。

なお、本株式交換の結果、効力発生日である平成 22 年 8 月 1 日をもって、ネットマークスは日本ユニシスの完全子会社となり、ネットマークスは平成 22 年 7 月 28 日付で上場廃止となる予定です。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

取締役会決議日（両社）	平成 22 年 5 月 21 日（金）
本株式交換契約締結日（両社）	平成 22 年 5 月 21 日（金）
定時株主総会基準日（ネットマークス）	平成 22 年 3 月 31 日（水）
定時株主総会開催日（ネットマークス）	平成 22 年 6 月 25 日（金）（予定）
最終売買日（ネットマークス）	平成 22 年 7 月 27 日（火）（予定）
上場廃止日（ネットマークス）	平成 22 年 7 月 28 日（水）（予定）
本株式交換の予定日（効力発生日）	平成 22 年 8 月 1 日（日）（予定）

（注 1）日本ユニシスについては会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、株主総会の承認を得ずに本株式交換を行う予定です。

（注 2）上記日程は、本株式交換手続の進行に応じ必要あるときは、両社間で協議の上、変更する場合があります。

(2) 本株式交換の方式

本日付けで締結した本株式交換契約に基づき、日本ユニシスを完全親会社、ネットマークスを完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、日本ユニシスについては会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、ネットマークスにおいては平成 22 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会において承認を得た上で、平成 22 年 8 月 1 日を効力発生日とする予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	日本ユニシス (株式交換完全親会社)	ネットマークス (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当ての内容	1	25

本株式交換により 交付する株式数	普通株式：1,436,575 株（予定）
---------------------	----------------------

(注) 1. 株式の割当比率

ネットマークスの普通株式 1 株に対して、日本ユニシスの普通株式 25 株を割当て交付します。但し、日本ユニシスが保有するネットマークスの普通株式 205,945 株については、本株式交換による株式の割当てを行いません。

2. 本株式交換により交付する株式数等

日本ユニシスは、本株式交換に際して、本株式交換により日本ユニシスがネットマークスの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「基準時」）のネットマークスの株主名簿に記載又は記録されたネットマークスの株主（ただし、日本ユニシスを除きます。）に対して、その所有するネットマークスの普通株式の株式数の合計に 25 を乗じた数の日本ユニシスの普通株式を割当て交付する予定です。なお、日本ユニシスは、かかる交付に当たり、その保有する自己の普通株式を使用する予定です（ただし、日本ユニシスの判断により、上記に従い交付される日本ユニシスの普通株式の全部又は一部として、同社が新たに発行する普通株式が使用される可能性があります。）。上記の本株式交換により交付する日本ユニシスの普通株式数（1,436,575 株（予定））については、本日現在における、ネットマークスの発行済普通株式数（264,884 株）、ネットマークスが保有する自己株式数（1,476 株）及び日本ユニシスが保有するネットマークスの普通株式数（205,945 株）に基づいて算出しているものであり、ネットマークスによる自己株式の取得・消却等の理由により今後修正される可能性があります。なお、ネットマークスは、実務上可能な範囲で、本株式交換の効力発生日（平成 22 年 8 月 1 日予定）の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時においてその保有する自己株式（会社法第 785 条の規定に基づくネットマークスの株主による株式買取請求に応じて取得するネットマークスの株式を含みます。）の全てを、基準時の直前時をもって消却する予定です。

3. 単元未満株式の取扱い

日本ユニシスの単元未満株式を所有することとなる株主の皆様におかれましては、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、日本ユニシスに対しご所有の単元未満株式の買取りを請求することができます。

(4) 株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

ネットマークスは、平成 22 年 6 月 25 日開催予定の定時株主総会において本株式交換契約の承認が得られた場合、本株式交換契約に基づき、本株式交換の効力発生日（平成 22 年 8 月 1 日予定）の前日までに、同社が発行し未だ権利行使されていない新株予約権について、無償で取得の上消却し、又は、当該新株予約権の新株予約権者から当該新株予約権を放棄する旨の書面を取得するなどの方法により、その全てを消滅させます。そのため、ネットマークスが発行している新株予約権につきましては、日本ユニシスに承継されません。

また、ネットマークスは新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 算定の基礎

日本ユニシス及びネットマークスは、本株式交換の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保する観点から、各社がそれぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関として日本ユニシスは三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社（以下、「三菱 UFJ モルガン・スタンレー」）に、ネットマークスはアーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社（以下、「アーンストアンドヤング」）に対して株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考にして株式交換比率を決定いたしました。

三菱 UFJ モルガン・スタンレーは、日本ユニシス及びネットマークスの両社について、両社の株式がともに東京証券取引所に上場しており市場株価が存在することから市場株価法による分析（以下、「市場株価分析」）を行うとともに、両社のそれぞれの将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунティッド・キャッシュフロー法による分析（以下、「DCF 分析」）により株式交換比率の算定を行いました。なお、市場株価分析における市場株価の算定対象期間としては、平成 22 年 5 月 20 日を算定基準日とし、算定基準日並びに算定基準日までの直近 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間を採用し、当該期間の各取引日の両社の株価終値を算定の基礎としております。また、DCF 分析については、本株式交換の効力発生日として予定されている平成 22 年 8 月 1 日を評価基準日とし、評価基準日における日本ユニシス及びネットマークスの企業価値を、平成 22 年 5 月 20 日の算定基準日時点で算定することにより、株式交換比率の算定を行っております。

日本ユニシスの普通株式 1 株当たり株式価値を 1 とした場合の各算定手法の株式交換比率の算定レンジは、以下のとおりであります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価分析	22.02 ～ 26.43
DCF 分析	21.31 ～ 25.54

三菱 UFJ モルガン・スタンレーは、上記株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社並びにその子会社及び関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社の財務予測については、現時点で得られる最善の予測と判断を反映するものとして、両社の経営陣により合理的に作成されたものであることを前提としております。

また、三菱 UFJ モルガン・スタンレーが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

一方、アーンストアンドヤングは、日本ユニシス及びネットマークスが、それぞれ、東京証券取引所市場第一部及び東京証券取引所市場第二部に上場しており、株式市場により客観的に評価がなされていること、並びに分析の結果、当該市場株価が日本ユニシス及びネットマークスの価値を適切に反映していると考えられることから市場株価法による評価を、また、本株式交換が日本ユニシス及びネットマークスにおける事業継続を前提としており、将来のキャッシュフロー（収益力）に基づく評価を行うべきとの判断から DCF 法を採用いたしました。

アーンストアンドヤングによる、上記に基づくネットマークスの普通株式 1 株に対する日本ユニシスの普通株式の割当株数の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	22.87 ～ 26.41
DCF 法	20.24 ～ 25.71

なお、アーンストアンドヤングは、日本ユニシス及びネットマークスの市場株価法における算定において、平成 22 年 5 月 20 日を基準日として、基準日までの直近 1 週間、1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間を算定期間として採用しております。また、DCF 法において前提とした日本ユニシス及びネットマークスの利益計画は、各社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成された計画を基礎としております。

アーンストアンドヤングは、株式交換比率の算定に際しては、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が、全て正確且つ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。アーンストアンドヤングの算定結果は、平成 22 年 5 月 20 日までの上記情報等を反映したものです。

また、アーンストアンドヤングが提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

なお、三菱 UFJ モルガン・スタンレー及びアーンストアンドヤングが DCF 法の基礎として採用したネットマークスの利益計画において、営業利益、経常利益及び当期純利益が黒字化することを予想しており、大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。これは、ネットマークスが日本ユニシスグループの中核会社の一つとして、ICT サービスを強化することにより、業績回復が期待できると考えたためです。

(2) 算定の経緯

日本ユニシス及びネットマークスは、上述の第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、最近の両社の市場株価の動向、両社の財務状況や将来の見通し、資産の状況、さらに本株式交換により日本ユニシスがネットマークスを完全子会社化する等の事情を総合的に勘案し、慎重に検討した上で、交渉・協議を重ねた結果、上記 2. (3) の株式交換比率が日本ユニシスとネットマークス双方の株主の利益に資するものであると判断し、本日開催のそれぞれの取締役会において決議し、本株式交換における株式交換比率を決定いたしました。

なお、この株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

(3) 算定機関との関係

日本ユニシスの第三者算定機関である三菱 UFJ モルガン・スタンレー及びネットマークスの第三者算定機関であるアーンストアンドヤングはいずれも、日本ユニシス及びネットマークスとは独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、重要な利害関係はございません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成 22 年 8 月 1 日をもってネットマークスは日本ユニシスの完全子会社となり、ネットマークスの普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、平成 22 年 7 月 28 日付で上場廃止（最終売買日は平成 22 年 7 月 27 日）となる予定です。

本株式交換の目的は、上記1.に記載のとおりであり、ネットマークスの上場廃止そのものを目的とするものではありません。

ネットマークスの普通株式が上場廃止となった後も、本株式交換によりネットマークスの株主に割当てられる日本ユニシスの普通株式は、東京証券取引所に上場されており、本株式交換後も東京証券取引所において取引が可能となることから、ネットマークスの株主のうち、日本ユニシスの普通株式を100株以上割当てられる株主に対しては、一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引続き株式の流動性を提供できるものと考えております。ネットマークスの株主のうち、日本ユニシスの普通株式を100株未満割当てられる株主においては、単元未満株式となるため取引所市場において売却することができませんが、ご希望により単元未満株式の買取制度をご利用いただくことができます。

なお、ネットマークスの株主は、最終売買日である平成22年7月27日（予定）までは東京証券取引所において、その保有するネットマークスの普通株式を従来通り取引することができます。

(5) 公正性を担保するための措置

ネットマークスは日本ユニシスの連結子会社であり、両社の間には後述のとおり人的関係もあることから、株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、両社は個別に独立した第三者算定機関を選定し、株式交換比率の算定を依頼しました。第三者算定機関として、日本ユニシスは三菱UFJモルガン・スタンレーに、ネットマークスはアーンストアンドヤングにそれぞれ株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果の報告をそれぞれ受けました。その後、両社はかかる算定結果を参考に、慎重に交渉・協議を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。

なお、両社は、共に第三者算定機関より株式交換比率の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、法務アドバイザーとして、日本ユニシスはアンダーソン・毛利・友常法律事務所を、ネットマークスは柳田国際法律事務所をそれぞれ選任し、法的な観点から本株式交換の適切な手続き及び対応等についてそれぞれ助言を受けました。

(6) 利益相反を回避するための措置

ネットマークスの取締役のうち、白鳥恵治氏及び福永努氏は、それぞれ、日本ユニシスの代表取締役上席副社長執行役員及び代表取締役副社長執行役員を兼任しているため、利益相反を回避する観点から、ネットマークスの取締役会における本株式交換に関する議案の審議及び決議には参加しておらず、ネットマークスの立場において日本ユニシスとの協議・交渉に参加しておりません。また、ネットマークスの取締役のうち松浦光男氏及び松尾桂志氏は、日本ユニシスの使用人（なお、松浦光男氏は日本ユニシスの執行役員です。）を兼任しているため、同じく利益相反回避の観点から、ネットマークスの取締役会における本株式交換に関する議案の審議及び決議には参加しておらず、ネットマークスの立場において日本ユニシスとの協議・交渉に参加しておりません。さらに、ネットマークスの監査役のうち、龍野隆二氏及び平福正民氏は、それぞれ、日本ユニシスの常務執行役員及び顧問を兼任しているため、同様に利益相反を回避する観点から、ネットマークスの取締役会における本株式交換に関する議案の審議には参加しておりません。

そして、本日開催のネットマークスの取締役会においては、本株式交換に関する議案について、白鳥恵治氏、福永努氏、松浦光男氏及び松尾桂志氏を除く取締役全員が審議及び決議に参加し、また、龍野隆二氏及び平福正民氏を除く監査役全員（本株式交換に利害関係を持たない社外監査役である宇佐美洋氏を含みます。）が審議に参加し、決議に参加した取締役の全員一致で本株式交

換契約の締結を決議し、また、審議に参加した監査役はいずれも、本株式交換を締結することに異議がない旨の意見を述べております。

4. 株式交換当事会社の概要（平成 22 年 3 月 31 日現在）

	株式交換完全親会社	株式交換完全子会社																				
(1) 名称	日本ユニシス株式会社	株式会社ネットマークス																				
(2) 所在地	東京都江東区豊洲一丁目 1 番 1 号	東京都江東区豊洲一丁目 1 番 1 号																				
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 靱井 勝人	代表取締役社長 佐藤 宏																				
(4) 事業内容	コンサルティングサービス、ITソリューション、アウトソーシングサービス、サポートサービス及びシステム関連サービスの提供、並びにコンピュータシステムの販売他	ネットワークシステムの設計、構築及び保守・運用他																				
(5) 資本金	54 億 8,317 万円	37 億 2,097 万円																				
(6) 設立年月日	昭和 33 年 3 月 29 日	平成 9 年 3 月 18 日																				
(7) 発行済株式数	109,663,524 株	264,884 株																				
(8) 決算期	3 月 31 日	3 月 31 日																				
(9) 従業員数	9,670 名（連結）	577 名（単体）																				
(10) 主要取引先	官公庁、空運業、製造業、流通業、金融機関各社	製造業、私立大学、金融機関各社																				
(11) 主要取引銀行	三井住友銀行、農林中央金庫、三菱東京 UFJ 銀行	三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行、みずほ銀行																				
(12) 大株主及び持株比率	<table border="0"> <tr> <td>三井物産株式会社</td> <td>27.83%</td> </tr> <tr> <td>日本ユニシス株式会社</td> <td>12.53%</td> </tr> <tr> <td>日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）</td> <td>4.68%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）</td> <td>4.54%</td> </tr> <tr> <td>農林中央金庫</td> <td>4.24%</td> </tr> </table>	三井物産株式会社	27.83%	日本ユニシス株式会社	12.53%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4.68%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4.54%	農林中央金庫	4.24%	<table border="0"> <tr> <td>日本ユニシス株式会社</td> <td>77.75%</td> </tr> <tr> <td>住友電気工業株式会社</td> <td>3.96%</td> </tr> <tr> <td>ネットマークス従業員持株会</td> <td>1.56%</td> </tr> <tr> <td>TIS 株式会社</td> <td>0.60%</td> </tr> <tr> <td>株式会社ネットマークス</td> <td>0.56%</td> </tr> </table>	日本ユニシス株式会社	77.75%	住友電気工業株式会社	3.96%	ネットマークス従業員持株会	1.56%	TIS 株式会社	0.60%	株式会社ネットマークス	0.56%
三井物産株式会社	27.83%																					
日本ユニシス株式会社	12.53%																					
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4.68%																					
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	4.54%																					
農林中央金庫	4.24%																					
日本ユニシス株式会社	77.75%																					
住友電気工業株式会社	3.96%																					
ネットマークス従業員持株会	1.56%																					
TIS 株式会社	0.60%																					
株式会社ネットマークス	0.56%																					
(13) 当事会社間の関係	<table border="1"> <tr> <td>資本関係</td> <td>日本ユニシスはネットマークスの株式 206,425 株（間接保有分 480 株を含みます。）（発行済株式の 77.93%）を保有しております。</td> </tr> <tr> <td>人的関係</td> <td>ネットマークスの取締役 4 名は、日本ユニシスの代表取締役、執行役員又は使用人を兼任しております。また、ネットマークスの監査役 2 名は、日本ユニシスの執行役員又は顧問を兼任しております。 日本ユニシスから 4 名の社員がネットマークスに出向しております。また、ネットマークスから 1 名の社員が日本ユニシスに出向しております。</td> </tr> <tr> <td>取引関係</td> <td>ネットマークスは、日本ユニシスにネットワーク機器等を販売しております。また、ネットマークスは、日本ユニシスから資金の借入れをしております。 ネットマークスは、日本ユニシスの連結子会社であるユニアデックス株式会社に保守サポートを委託しております。</td> </tr> </table>		資本関係	日本ユニシスはネットマークスの株式 206,425 株（間接保有分 480 株を含みます。）（発行済株式の 77.93%）を保有しております。	人的関係	ネットマークスの取締役 4 名は、日本ユニシスの代表取締役、執行役員又は使用人を兼任しております。また、ネットマークスの監査役 2 名は、日本ユニシスの執行役員又は顧問を兼任しております。 日本ユニシスから 4 名の社員がネットマークスに出向しております。また、ネットマークスから 1 名の社員が日本ユニシスに出向しております。	取引関係	ネットマークスは、日本ユニシスにネットワーク機器等を販売しております。また、ネットマークスは、日本ユニシスから資金の借入れをしております。 ネットマークスは、日本ユニシスの連結子会社であるユニアデックス株式会社に保守サポートを委託しております。														
資本関係	日本ユニシスはネットマークスの株式 206,425 株（間接保有分 480 株を含みます。）（発行済株式の 77.93%）を保有しております。																					
人的関係	ネットマークスの取締役 4 名は、日本ユニシスの代表取締役、執行役員又は使用人を兼任しております。また、ネットマークスの監査役 2 名は、日本ユニシスの執行役員又は顧問を兼任しております。 日本ユニシスから 4 名の社員がネットマークスに出向しております。また、ネットマークスから 1 名の社員が日本ユニシスに出向しております。																					
取引関係	ネットマークスは、日本ユニシスにネットワーク機器等を販売しております。また、ネットマークスは、日本ユニシスから資金の借入れをしております。 ネットマークスは、日本ユニシスの連結子会社であるユニアデックス株式会社に保守サポートを委託しております。																					

	関連当事者への該当状況	ネットマークスは、日本ユニシスの連結子会社であり、相互に関連当事者に該当します。				
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態						
	日本ユニ시스 (連結)			ネットマークス (非連結)		
決算期	平成20年 3月期	平成21年 3月期	平成22年 3月期	平成20年 3月期	平成21年 3月期	平成22年 3月期
純資産	86,341	75,464	76,927	884	1,113	320
総資産	258,457	233,546	218,066	15,675	12,709	11,055
1株当たり 純資産(円)	885.88	771.94	787.12	3,359.25	4,226.60	1,217.49
売上高	337,759	310,127	271,084	34,271	30,443	22,352
営業利益	19,649	15,883	7,105	518	392	△715
経常利益	19,265	15,116	6,918	223	246	△779
当期純利益	2,546	△8,819	3,626	△1,405	279	△827
1株当たり 当期純利益(円)	26.54	△91.96	37.82	△7,504.97	1,060.14	△3,141.92
1株当たり 配当金(円)	12	15	10	0	0	0

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

5. 本株式交換後の状況

(1) 名称	日本ユニ시스株式会社
(2) 所在地	東京都江東区豊洲一丁目1番1号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 靱井 勝人
(4) 事業内容	コンサルティングサービス、ITソリューション、アウトソーシングサービス、サポートサービス及びシステム関連サービスの提供、並びにコンピュータシステムの販売他
(5) 資本金	54億8,317万円
(6) 決算期	3月31日
(7) 純資産	現時点では確定しておりません。
(8) 総資産	現時点では確定しておりません。

6. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下の取引等のうち、少数株主との取引に該当する見込みです。なお、本株式交換により発生するのれんの金額は現時点においては未定です。

7. 今後の見通し

ネットマークスは、既に日本ユニシスの連結子会社となっておりますので、本株式交換による日本ユニシスの連結業績への影響は、軽微となる見込みです。

8. 支配株主との取引等に関する事項

本株式交換は、ネットマークスにとって、支配株主との取引等に該当します。ネットマークスが平成22年5月6日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する、本株式交換における適合状況は、以下のとおりです。

ネットマークスは、親会社である日本ユニシス及びそのグループ企業との間において、日本ユニシス又はそのグループ企業から自由な事業活動を阻害されるような状況になく、一定の独立性が確保されていると認識しております。また、日本ユニシス及びグループ企業との取引については、他の企業との取引と同様の基準に基づいて行っており、資本関係による制約を受けることはございません。

ネットマークスは、本株式交換についても、上記経営の独立性を確保し、さらに、上記3.（5）及び（6）の施策により、公正性を担保し、かつ利益相反を回避したうえで判断しております。

なお、ネットマークスが平成22年5月6日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「親会社である日本ユニシス(株)との関係については、相互の自主性、自立性を十分に尊重しつつ連携を図るとともに、同社との取引等について、法令に従い公正かつ適正な条件によって行っており、少数株主の保護に反することはないと認識しております。」

以上

（参考）

日本ユニシスの当期連結業績予想（平成22年5月10日公表分）及び前期連結実績

（単位：百万円）

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期連結業績予想 （平成23年3月期）	280,000	9,000	8,200	3,600
前期連結実績 （平成22年3月期）	271,084	7,105	6,918	3,626

ネットマークスの当期個別業績予想（平成22年5月10日公表分）及び前期個別実績

（単位：百万円）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期個別業績予想 （平成23年3月期）	25,600	300	220	180
前期個別実績 （平成22年3月期）	22,352	△715	△779	△827